

四街道市公用車広告掲載募集要領

四街道市では、市の保有する資産の有効活用と事業者に広告媒体を提供することで地域経済の活性化に資することを目的とし、「四街道市公用車広告掲載要領」により公用車に掲載する有料広告を募集します。

1、募集内容

広告を掲載できる車両は下記の6台になります。

	車両番号	車両名	車両種別
1	千葉 480 せ 2268	三菱 ミニキャブバン	貨物
2	千葉 480 せ 2269	三菱 ミニキャブバン	貨物
3	千葉 480 ね 1414	三菱 ミニキャブバン(EV 車)	貨物
4	千葉 581 よ 5035	日産 サクラ(EV 車)	乗用
5	千葉 400 ふ 409	マツダ ファミリアバン	貨物
6	千葉 400 ふ 410	マツダ ファミリアバン	貨物

2、広告掲載箇所

公用車の後部座席ドア側面の左右両面とする。

3、広告の大きさ、材質

縦 30cm、横 50cmの四角形で、材質はマグネットシート等で設置、撤去が容易なものとする。

4、広告掲載料

公用車1台当たり、1月 3,000 円とする。

5、広告の掲載期間

掲載開始月から各年度の3月 31 日まで(更新により延長可能です。)

6、募集期間

常時、先着順で受付いたします。

7、申込方法

四街道市公用車広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、必要書類(公告掲載イメージ)を添付の上、下記窓口までご提出ください。

提出先: 四街道市役所本庁舎本館1号棟2階 管財課ファシリティマネジメント推進室

8、掲載決定方法

(1) 申込内容を審査し、四街道市公用車広告掲載申込結果通知書(様式第2号)により、掲載の可否を申込者に通知いたします。

(2) 掲載する車両については、先着順で選択いただけます。

9、屋外広告物の許可申請

本広告物は、千葉県屋外広告物条例による許可が必要となりますので、掲載の決定を受けた者(以下「掲載者」という。)は、四街道市役所都市部都市計画課(四街道市役所本庁舎本館1号棟2階 TEL043-421-6141)で屋外広告物の許可申請手続きを行ってください。許可申請手数料は掲載者の負担となります。

10、広告掲載料の納付

掲載者は市長が指定する期日までに市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納付してく

ださい。

11、広告の作成

広告物は掲載者が作成し、作成にかかる費用は掲載者の負担となります。

12、その他

本事業の実施にあたっては、本募集要領のほか「四街道市広告事業実施要綱」、「四街道市広告掲載基準」及び「四街道市公用車広告掲載要領」の内容を事前に確認し、その他関係法令も含め遵守いただくようお願いいたします。

13、問い合わせ先

四街道市鹿渡無番地

四街道市役所管財課ファシリティマネジメント推進室

電話 043-421-6210

FAX043-424-2015

Email ykanzai@city.yotsukaido.chiba.jp